

燕・弥彦総合事務組合管理者、副管理者その他非常勤の職員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合管理者、副管理者その他非常勤の職員の報酬及び費用
弁償に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第15号）の一部
を次のように改正するものとする。

令和 5 年 7 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合管理者、副管理者その他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合管理者、副管理者その他非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(報酬の調整)

- 7 副管理者(燕・弥彦総合事務組合同規約(平成18年新潟県市町村第1351号)第10条第3項に定める燕市副市長に限る。)の令和5年度の報酬については、第2条の規定にかかわらず、別表の規定により支給されることとなるその全額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。